

トナリ四月二日漸ク其ノ解決ヲ具スル所下大崎町在年田物工場ニアリテハ最近更ニ経営困難ニ陥リタルモノ、如クニテ本月二十七日別記通告書ヲ令従業員ニ發送マシテ為メ復々労働者ニ見ルニ至レルカ会社ハ工場整理ノ断行ト共ニ組合加入ノ不良分子ヲ一掃スルノ意圖ヲ相當強硬ナルモノアルヲ以テ争議團體ニ於テ今後執拗強硬ニ至ルノ戦術ヲ以テ抗争スルモノト思科サル、カ狀況在ノ通り

記

一、争議発生ノ場所 府下荏原郡大崎町下大崎四ニ五番地  
二、事業主側

名 稱 合資会社年田物工場  
代表者 年田 易太郎  
資本金 一 万円  
事業 一般諸機械附属物製作

三、労働者側  
争議参加者労働者 全員 (内後者十一名)

争議参加者中組合加入者 附帯五。 附帯八  
為組合加入ナシ

四、争議発生ノ時 昭和六年九月廿八日  
五、争議発生ノ原因

會社ハ事業不振ノ結果最近八月収二千五百円以外ノ欠損ヲ生シ且ツ従業員カ去ル三月争議以來一部不良分子ノ煽動ニ依リ時々急激的行動ニ出テ、作業能率ヲ減退スルノ狀況ニ在リシヲ以テ茲ニ工場整理ノ断行ヲ計畫シ昨廿七日別記通告書ヲ各従業員ニ對シ郵送シタルニ従業員ハ本朝剛東労働者組合本席ニ集合全員ノ通告書ヲ纏メ会社ニ返送スルト共ニ反對ヲ表明(被解雇以外ノ者ハ罷業)シ争議ニ入ル